

早稲田奉仕園ゲストハウス規約

1. 居住資格

- ① 大学に在籍する正規留学生（学部生、大学院生）、及び理事会が特に承認をした者。
- ② 早稲田奉仕園の登録費を支払い、奉仕園の活動に参加、協力をする事。

2. 居住期間

- ① 原則として1年ごとの更新とする。延長については事前に延長申請及び承認を必要とする。
- ② 契約期間中といえども、必要に応じて居住資格や規程遵守の確認をする場合がある。

3. 選考及び決定許可手続き

- ① 書類審査：履歴書、申込書、在学を証明するもの。
- ② 面接
- ③ 入居に際し原則として健康診断書（6ヶ月以内）と日本居住の連帯保証人を必要とする。
面接終了後、本人宛に可否の結果を連絡します。なお、結果の理由、詳細はお答えできません。

4. 料金規定

- ① 入寮費 30000円、更新の場合は改めて30000円（1年間）を必要とする。
一度支払われた入寮費、更新料は返金しない。
- ② 舎費 月額50000円。舎費には個室及び共用部分の利用料金、備付家具・備品、電話設備、空調設備利用費、共用部分の清掃費、共用施設のインターネット利用料金を含む。
- ③ 共益費 月額11000円。共益費には個室及び共用部分の光熱水費、個室インターネット利用料金を含む。
- ④ 早稲田奉仕園登録費 年額5000円。
- ⑤ 入寮時 リネン代3300円（税込）。
- ⑥ 居住者は毎月月末までに、当月分の舎費と共益費を支払うこと
- ⑦ 鍵を紛失した場合は、シリンダー交換費用として20000円を支払うこと。

5. 利用上の注意事項

- ① 外来者立入禁止。（3号館と5号館1Fロビーは除く。）
居住者間の部屋の行き来は午後11時まで、各館共有施設の行き来は午前1時までとする。
- ② 厨房で調理をする際は火元から離れないこと。使用後は設備器具を必ず洗って片付けること。また、厨房共用備品を無断で持ち出さないこと。
- ③ 個室内の清掃は各人の責任で行い、常に清潔に利用すること。ごみは分別して屋外のごみ置場へ運び、それぞれ指定の場所に置くこと。
- ④ 許可を得て移動及び改造した備品等は、退寮の際に必ず元の状態に戻すこと。
個人の不注意で設備備品を破損又は紛失したときは弁償又は実費分を支払うこと。

- ⑤ 個室・共用部分を問わず、盗難・紛失等については一切の責任を負わない。
- ⑥ 事前通告による管理者の定期立入点検を拒否することはできない。また、緊急のときは承諾なしで立入ることがある。
- ⑦ 防災・避難訓練には必ず参加すること。
- ⑧ ロビーは早稲田奉仕園が使用する場合がある。
- ⑨ 退寮の際は、必ずルームチェックを受けること。 いかなる場合でも、退寮時に残されていた一切の私物は放棄したものと見なされる。
- ⑩ その他、早稲田奉仕園の指示は守ること。

6. 禁止事項

- ① 建物内での無許可の集会（パーティーを含む）。
- ② 個室内での火気(暖房・炊事)の使用。指定されたところ以外での喫煙。
- ③ 承認を得ていない電気発熱器（電子レンジ等）の使用。
- ④ 他に迷惑を与える騒音（楽器の演奏、ステレオの音量等）を出すこと。
- ⑤ 動物の飼育。
- ⑥ 許可のない個室以外の場所への私物の放置。
- ⑦ 個室内を含めて指定された場所以外の貼紙。
- ⑧ 設備・備品の無断持出し・改造。
- ⑨ 個室の窓際に物を干すこと。
- ⑩ 避難時以外のベランダの使用及び私物を置くこと。

7. 長期不在時の申請

3日以上寮を不在にする場合は早稲田奉仕園寮デスクに届け出ること。

8. 退寮規定

- ① 当初の契約期間内に退寮を希望する人は、1ヶ月以上前までに奉仕園に退寮届を提出すること。期日までに提出がない場合は1ヶ月分の舎費が必要となる。
- ② 退寮の前に、すべての支払を済ませ、部屋は掃除して、私物は一切残さない。
- ③ 下記の場合は、奉仕園は退寮を命ずることがある。
 - 1) 舎費等を2ヶ月以上滞納した場合。
 - 2) 早稲田奉仕園の社会的な立場を傷つけ、また公序良俗に反する行為のあった場合。
 - 3) 病気のため共同生活に適さないとの医師の判断があった場合。
 - 4) 利用規定に反し、その他正当な理由がなく奉仕園の指示・警告に従わない場合。
 - 5) 契約期間が満了したとき。
 - 6) 居住資格がなくなったとき。